

寒川町都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 22 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 12 号

寒川町都市公園条例の一部を改正する条例

寒川町都市公園条例(昭和 54 年寒川町条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(運動施設の敷地面積の上限)

第 7 条の 3 令第 8 条第 1 項に規定する条例で定める割合は、100 分の 50 とする。

第 21 条中「第 5 条の 3」を「第 5 条の 11」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2(第 7 条関係)

有料公園施設

都市公園名	有料公園施設の名称
さむかわ中央公園	寒川総合体育館
	パンプトラックさむかわ

別表第 4 第 1 項第 2 号の表備考第 1 項中「小学生」の次に「(小学校(義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部を含む。以下同じ。))に在学する者をいう。以下同じ。)」を、「中学生」の次に「(中学校(義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含む。))に在学する者をいう。以下同じ。)」を加え、同表備考第 3 項中「上記」を「小学校就学前の者及び小人」に改め、別表第 4 第 2 項の表備考第 1 号中「入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)」を「入場料等」に改め、別表第 4 に次の 1 項を加える。

3 パンプトラックさむかわ

(1) 専用使用

区分	金額
平日	使用時間帯 1 時間につき 10,000 円
土曜日、日曜日及び祝日	使用時間帯 1 時間につき 20,000 円

備考

- 1 平日とは、土曜日、日曜日及び祝日以外の日とする。
- 2 祝日とは、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日とする。
- 3 パンプトラックさむかわを次に掲げる各号のいずれかで使用する場合は、この表に定める金額にそれぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- (1) 使用者が営利を目的とし、かつ、入場料等を徴収する場合 30
- (2) 使用者が営利を目的とするが、入場料等を徴収しない場合 5
- (3) 使用者が営利を目的としないが、入場料等を徴収する場合 2

(2) 個人使用

使用者区分	単位	金額		
		小人	中人	大人
町民	1 時間	100 円	200 円	500 円
町民以外			400 円	1,000 円

備考

- 1 町民とは、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に基づき、本町の住民基本台帳に記録されている者とする。
- 2 小人とは、小学校就学前の者及び小学生とする。
- 3 中人とは、中学生とする。
- 4 大人とは、小人及び中人以外の者とする。
- 5 パンプトラックさむかわの使用は、1 回につき連続する 1 時間以内とする。

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 10 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第 7 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定及び第 21 条の改正規定は同年 4 月 1 日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の寒川町都市公園条例(以下「新条例」という。)別表第 2 に規定するパンプトラックさむかわに係る指定管理者の指定の手續等及び使用に関する手續は、施行日前においても、新条例の規定の例により行うことができる。